

令和元年（ワ）第16146号 損害賠償請求事件
原告 （閲覧制限）
被告 学校法人順天堂

第4準備書面

2021（令和3）年5月7日

東京地方裁判所 民事第37部合A係 御中

原告ら代理人弁護士 倉重 都 ほか



第1 受験慰謝料（原告らに共通のもの）について

1 受験慰謝料の内容、発生根拠

（1）被告の不法行為

被告は原告5及び6以外の原告らについて、性差のない合否判定基準によっても不合格になっていたことを理由に不法行為の成立を否定する（準備書面（4）第1の1（1） 1頁等）。

しかし、原告らが従前主張しているとおり、被告の不法行為を本件不利益取扱い及びそれに基づく合否判定に限定するべきではない。被告が行った各年度における入学者選抜方針決定から合否判定、発表に至るまでの入学者選抜手続全体（以下、「本件入学者選抜行為」という。）を被告の不法行為と捉えるべきである。

被告は遅くとも平成20（2008）年度から本件不利益取扱いを開始しており、原告らが受験した各年度（平成23（2011）～平成30（2018）年度）において、被告は本件不利益取扱いの実施を前提に、入学者選抜の方針を決定し、募集要項を公表し、入学者選抜試験を実施し、本件不利益取扱いに基づいて合否を判定し、合否発表を行うという一連の手続を実施してきた（以上、甲4 4頁、43頁、甲5、甲13 5頁、16頁）。

被告は原告らが受験した各年度において、入学者選抜方針の決定時点で既に「本来の試験結果で判定する場合よりも女子合格者を少なくする」という差別目的をもって本件不利益取扱いの実施を決定していたのである。被告は、故意に、組織的に、長期間、本件入学者選抜行為を実施してきたのである。

このような本件入学者選抜行為の実態に照らせば、本事案は、採点や合否

判定時点の過失が問題となる採点、判定ミスの事例と質的に全く異なることは明らかである。

したがって、本件不利益取扱い及びそれに基づく合否判定だけでなく、入学者選抜方針の決定、募集要項の公表から始まる本件入学者選抜行為全体を被告の不法行為とすべきなのである。以上の内容は、第1準備書面、第2準備書面で主張、立証してきたとおりである。

(2) 被侵害利益

被告の不法行為を本件入学者選抜行為全体であるとすると、原告らにいかなる権利の侵害がどの時点で生じたかについて述べる。

ア 大学選択に関する自己決定権の侵害、他大学を受験する機会の喪失

大学入試において受験生は、当該大学に合格し、入学資格を得ることを最大の目的にしている。また、当該大学の入試での合否は、受験生の将来の人生設計にも大きな影響を与える事項である。それゆえに、受験生にとって、受験大学を決定する場合に当該大学がどのような合否判定基準を採用しているかは極めて重要な事項である。

女子受験生に一律に男子受験生より厳しい合格判定基準があることが事前に分かれば、女子受験生が、自らの合格可能性が低くなる被告の入学者選抜試験には出願しないという行動に出ることは極めて自然なことである。このような事情は、入試倍率が極めて高い医学部の入学者選抜試験（甲16）においては特に当てはまる（甲8の裁判例33～34頁も同様の指摘をしている）。

被告は、少なくとも11か年度の入学者選抜試験において、入学者選抜方針を決定した時点で、本件不利益取扱いの実施を決めておきながら、これを意図的に秘して受験生を募集してきた（第2準備書面で主張したとおり）。被告が本件不利益取扱いの存在を秘していたことによって、原告らは本件不利益取扱いをされず、男女同一の基準での合否判定が行われることを当然の前提として、被告を志望校として選択し、限られた時間と資源を、被告の入学者選抜試験を受験するために費やすこととなったのである。原告らは本件不利益取扱いの存在を知りていれば、当然、被告ではない他の大学を志望校として選択し、受験していたのである。

したがって、本件入学者選抜行為によって、原告らは大学選択に関する自己決定権を侵害され、他大学の入学選抜試験を受験する機会を喪失させられた（憲法13条）。この権利侵害が客観的な事実として現れ確定するのは、遅くとも原告らが入学検定料を支払った時点である。本件不利益取扱いが原告らの合否結果に与えた影響の有無は関係ない。

イ 教育上の平等権及び人格権侵害

本件入学者選抜行為の態様は、女子受験生について、性別のみを理由に本件不利益取扱いの実施を入学者選抜の方針として決定し、実際の合否判定で実施し、試験で本来獲得したはずの順位を下げるというものである。その目的は女子合格者数を抑制することである。このような本件入学者選抜行為は、女子受験生の存在そのものを、性別のみを理由にして男性よりも劣位に扱うものと言える。

原告らは、本件入学者選抜行為によって、「男性と同一の入学試験を受ける権利」、「女性差別的な意図によって設計された入学者選抜試験を受けさせられない権利」、「入学試験において性別により差別されない権利」（憲法14条1項、同第26条第1項、教育基本法第4条第1項、女子差別撤廃条約第10条）、同様の意味での原告らの個人の尊厳、人格権（憲法13条）を侵害されたものである。

この権利侵害が客観的な事実として現れ確定するのは、遅くとも原告らが入学検定料を支払った時点である。本件不利益取扱いが原告らの合否結果に与えた影響の有無は関係ない。

（3）大阪高判平成16年10月14日判示1890号54頁について

同裁判例は、スポーツ推薦入試の事例で、当該大学のサッカーチーム監督（合否決定権のないボランティア）が、同大学の履行補助者として、ある受験生に推薦入試受験について不十分かつ誤った説明をし、同大学がこれを防止しなかった結果、その受験生は自らが合格すると誤信し同入試を受験したが不合格となったという事案である。同裁判例は、同受験生が他の大学のスポーツ推薦入試を受験するか否かを検討する機会を喪失させられることによって精神的苦痛を受けたことを認め、当該大学を運営する学校法人に慰謝料の支払を命じたものである。

本事案をみると、女子受験生ら（原告ら）は、本件不利益取扱いなど受けたはずがないことを前提として（男女同一の基準で合否判定されると誤信して）被告の入学者選抜試験に出願、入学検定料を支払い、受験していた。実際は、本件不利益取扱いの実施が、被告によって、受験者募集前に入学者選抜の方針として決定されていたのである。被告は、本件不利益取扱いを募集要項等で一度も公表したこととはなかったのであるから、原告らの誤信を被告は当然認識していたはずであるし、またこの誤信に乗じて本件入学者選抜行為を繰り返してきた。実質的にみれば、被告の行為は、原告ら女子受験生に、合否基準という、受験校選択や合格可能性（合否判定で男子よりも不利になること）に関する重要な事項について虚偽の情報を提供してきた

ものと評価できる。この本件入学者選抜行為によって、原告らは大学を選択する自己決定権、他大学を受験する機会を喪失させられたのであるから（第1の1（2）ア）、その点で同裁判例は本事案の参考になる。

しかも、本事案の場合、被告自らが、長年、組織的に、故意に基づき、憲法に照らして許されない性差別を秘密にして、本件入学者選抜行為を行ってきたという点で、同裁判例より悪質という評価ができる。

原告ら（実際には、これまで長年にわたる女性受験生）が本来受けるはずのなかった被告の入学者選抜試験を受験させられ、大学選択に関する自己決定権、他大学を受験する機会の喪失という権利侵害、教育上の平等権及び人格権の侵害を受け続けてきた点を重視すれば、同裁判例の事案より被告の不法行為の悪質性が強いと評価できる。

したがって、同裁判例は本事案にも参考となり、かつ、被告の行為は同裁判例より悪質と評価することができる。

（4）小括

以上に述べてきたとおり、原告らが問題としているのは、本件不利益取扱いによる合否結果ではなく、被告によって本件不利益取扱いの存在を隠されたまま、その存在を知らずに被告の入学者選抜者試験を受験させられたことである。

被告の不法行為は、本件不利益取扱い及びそれに基づく合否判定だけでなく、入学者選抜の方針決定から始まる本件入学者選抜行為全体である。そして、本件不利益取扱いの合否への影響とは無関係に、原告らが被告の募集に応じ入学検定料を支払った時点で上記権利の侵害が生じ、これに伴う精神的苦痛が生じたのである。

2 慰謝料額

（1）原告らの精神的苦痛の内容

原告らは本件不利益取扱いの存在を知らないまま、男女同一の基準で合否判定されることを当然の前提として、各受験年度の被告の入学者選抜試験の募集に応じ、入学検定料を支払い、受験することによって、被告の本件入学者選抜行為の対象となっていた。受験した毎年度において、原告らは他大学を受験する機会を喪失し、また、入学者選抜試験において性差別を受けたことになる。

医学部受験は特に医師としての国家資格取得及び職業選択に直結することから、実態として極めて熾烈な競争となっている（甲8、甲16参照）。私立大学の場合は入学者選抜日程が集中しており、一人が受験できる大学

数は限られている。そのため、私立の医学部受験生は、相当程度早い時期に志望校を選択し、当該大学に照準を合わせて長期間を費やし、教材や予備校代等の経済的負担に耐えながら合格を目指して受験する（甲15）。原告らも多くの時間的経済的負担を費やして被告の入学試験に向けた準備をし、受験していたのである（甲22）。原告らは、このような多大な努力をしながら合格を目指して被告の入学者選抜試験を受験していた。しかし、真実は、試験で本来獲得するはずの順位が性別を理由に下げられてしまう、ということが受験する前に既に決まっていたのである。

医学部受験の実態を併せて考えれば、原告らが、本件不利益取扱いについて何も知らないまま、被告の入学者選抜試験を受験させられたことの精神的苦痛は甚大である。

（2）本件入学者選抜行為の態様

これまで述べてきたとおり、被告は各年度において、入学者選抜方針の決定時点から本件入学者選抜行為全体を「本来の試験結果で判定する場合よりも女子合格者を少なくする」という差別目的をもって、長期間、故意に、組織的に、そして原告らを始めとする受験生に秘して実施してきたものである（本書面第1、第1準備書面、第2準備書面）。このような本件入学者選抜行為の態様は、原告らの精神的苦痛の程度、慰謝料額の算定にあたり考慮されるべき事情である。

（3）原告らと被告との関係、被告の社会的地位

大学入学試験の実施については、入試委員会や選考会議等、当該大学内部の組織で方針が決定される。原告ら受験生は当該大学の募集要項等によって公表される事項しか当該大学の入学試験に関する情報を得られない。入学者選抜方針の決定、合否判定等については、受験生（原告ら）が独自に大学内部の意思決定内容の情報を得ることは不可能であり、当該大学（被告）が一方的に受験生に情報を与え、入学試験手続を実施するという関係である。それゆえに、当該大学（被告）に合否判定をされれば、受験生（原告ら）はその結果を受け容れざるを得ない関係である。情報量、情報獲得の可能性、合否判定者と対象者という観点からみれば、被告と原告ら受験生は対等な契約当事者ではなく、被告は圧倒的な強者、受験生は圧倒的な弱者という関係にある。

被告は、公の性質を有する教育機関という社会的地位にありながら（教育基本法6条1項）、こうした原告ら受験生との関係に乗じて、女子合格者を抑制する目的で、本件入学者選抜者行為を11か年度という長年にわたり

秘密裡に実施してきた。原告らが本件不利益取扱いの情報を入手し、その存在を知るということは不可能であった。

実際に、本件不利益取扱いが発覚したのは、平成30年8月に東京医科大学の文部科学省幹部職員の子に関する不正入試疑惑の発覚という偶然の事情によってであった。この事情がなければ、本件不利益取扱いは現在も秘密裡に継続されていたはずである。

原告と被告の関係、被告が公の教育機関という社会的地位にあることを考えれば、本件入学者選抜行為は極めて悪質である。この事情は原告らの精神的苦痛の程度、慰謝料額算定の際に考慮されるべきである。

(4) 本件不利益取扱い発覚後の事情

不利益取扱い発覚後も、原告らが本訴訟を提起し訟明を求めるまで、被告は平成29年度よりも前の入試について合否の再判定等をせずに放置していた。こうした被告の行為は、本件入学者選抜行為により原告らに生じた精神的苦痛をさらに強める事情と位置付けるべきものである。

(5) 慰謝料額

原告らが侵害された権利は、大学選択に関する自己決定権、他大学を受験する機会の喪失、教育上の平等権及び人格権という憲法13条、14条1項等に照らして極めて重要なものである。

そして、(1)～(4)で述べた事情から、被告の不法行為は極めて強い非難に値する。原告らが被告の入学試験に出願し、受験したことにより受けた精神的苦痛は甚大であり、受験慰謝料は金額にして200万円を下ることはない。

3 小括

したがって、本件不利益取扱いの合否の影響とは無関係に、原告ら全てについて、受験慰謝料として200万円を支払うよう求める。

第2 不合格慰謝料（原告5及び6固有のもの）について

本件入学者選抜行為全体に不法行為が成立することは、繰り返し述べてきたとおりである。

被告は第1の1(3)で引用した大阪高裁の裁判例の事情と本件を比較して、原告5及び6に固有の不合格慰謝料350万円は認められないと主張する。

同裁判例と比較して、被告の本件入学者選抜行為の方がむしろ悪質な側

点があることは既に述べた（第1の1（3））。

特に、原告5及び6は本来一次試験に合格していたところを本件不利益取扱いによって不当に不合格とされた。同原告らは最終合格を得るための二次試験に進む資格があるのに、性別を理由とした本件不利益取扱いによって、その資格を奪われたのである。同原告らの心情を考えると、一次試験の不合格判定自体の精神的衝撃に加え、長期間の経済的、精神的に支えてくれた親族等へ不合格の事実を報告する精神的苦痛もあった。これらは全て本件不利益取扱いによって生じた、本来全く負う必要のない精神的苦痛である。

被告の入学試験を受験したことにより受けた精神的苦痛（第1の2）に加えて、本来一次試験合格のところを不当に不合格にされたことを原因とする精神的苦痛はさらに甚大である。原告5及び6の不合格慰謝料は350万円を下ることはない。

第3 財産的損害について

1 入学検定料

これまで述べてきたとおり、被告の不法行為は本件入学者選抜行為全体である。女子受験生ら（原告ら）は、被告の入学者選抜試験を、本件不利益取扱いがない、すなわち、男女同一の基準で合否判定される試験と誤信して、その前提で入学検定料を支払い、受験した。被告は、本件不利益取扱いを募集要項等で一度も公表したことはなかったのであるから、原告らの誤信を当然認識していた（第1の1（3））。

そして、被告は事前に決定した方針どおり、本件不利益取扱いを実施したのであるから、入学検定料が前提としている性質の入学者選抜試験を原告らに提供していなかったことになる。その意味で原告らが支払った入学検定料相当額は損害となる。本件不利益取扱いによる合否判定への影響の有無は関係ない。

したがって、原告らが支払った入学検定料相当額は当然損害の内容に含まれる。

2 交通費・宿泊費

交通費・宿泊費は、本件不利益取扱いのない入学者選抜試験を受験することを前提として支出した金額であるから、入学検定料と同様の理由で損害の内容に含まれる。

原告2の住所地の最寄駅は■駅である。訴状及び原告第3準備書面で主張した計算どおりである。

原告5については、自宅最寄駅が[REDACTED]駅で、原告5は受験時、[REDACTED]と[REDACTED]の間を電車及びモノレールで移動しており、その交通費は片道480円である（甲6の5）。訴状作成時、原告5の二次試験の交通費を調査するためインターネット検索をしたところ、上記区間の一部にバスを利用するルートが出てきたため、バス利用ルートを記載したが、実際は原告5はバスを利用しておらず、バス利用ルートは誤りである。そうすると、1受験年度あたり往復で100円の差額が生じ、1受験年度に保護者と二人分、さらに、二次試験を2011年と2012年の2回受験しているため、原告5が支出した本来の交通費は、請求額より400円多くかかっていたことになる。

また、未成年である受験生に保護者が同行することは通常あることであり、受験当時未成年であった原告5については、保護者の交通、宿泊費も損害に計上する。

原告7については、2013年の受験当時、[REDACTED]しておらず、[REDACTED]線が[REDACTED]止まりだったため、JR御茶ノ水駅に行こうとすると、乗り換えが2回必要になってしまって、乗り換えを1回で済ませるために、[REDACTED]で御茶ノ水駅に向かう経路を選択したのである。このように、現在の合理的ルートと、各原告受験時に存在していた交通手段から導かれる合理的ルートとは異なることがあるため、比較的最近である2018年に受験をした原告2と、2013年に受験した原告7との間に交通費や交通手段に違いが生じても何ら不合理ではない。

3 原告3、原告10の受験の事実について

原告3の平成29（2017）年度一般入試A方式、センター利用入試及び平成30（2018）年度センター利用入試、原告10の平成23年（2011）年度一般入試方式、センター・一般独自併用入試、センター利用入試、地域枠入試、平成24（2012）年度地域枠入試の受験事実については追って立証する。

以上